

2025年度の事業概況

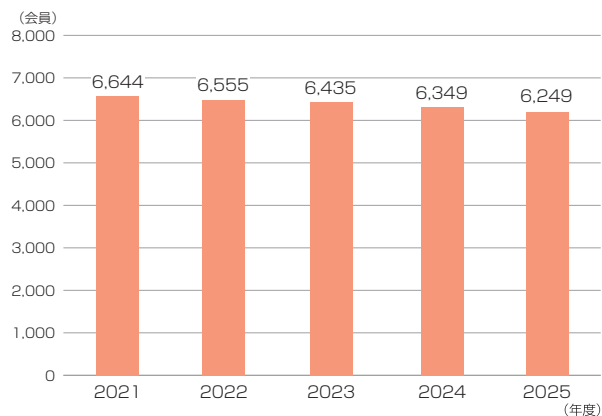
2025年度業績の概況

2025年度(第28期)の当金庫の業績は、次のとおりです。

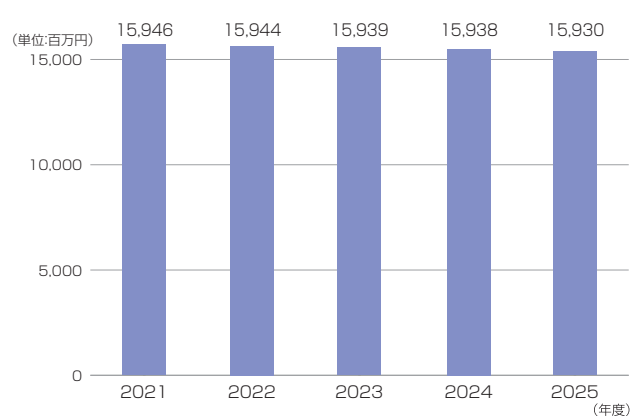
会員および出資金

団体会員数は、6,249会員となり、間接構成員数は、1,602,431人となりました。
出資金は、159億3,066万6千円となりました。

●団体会員数の推移



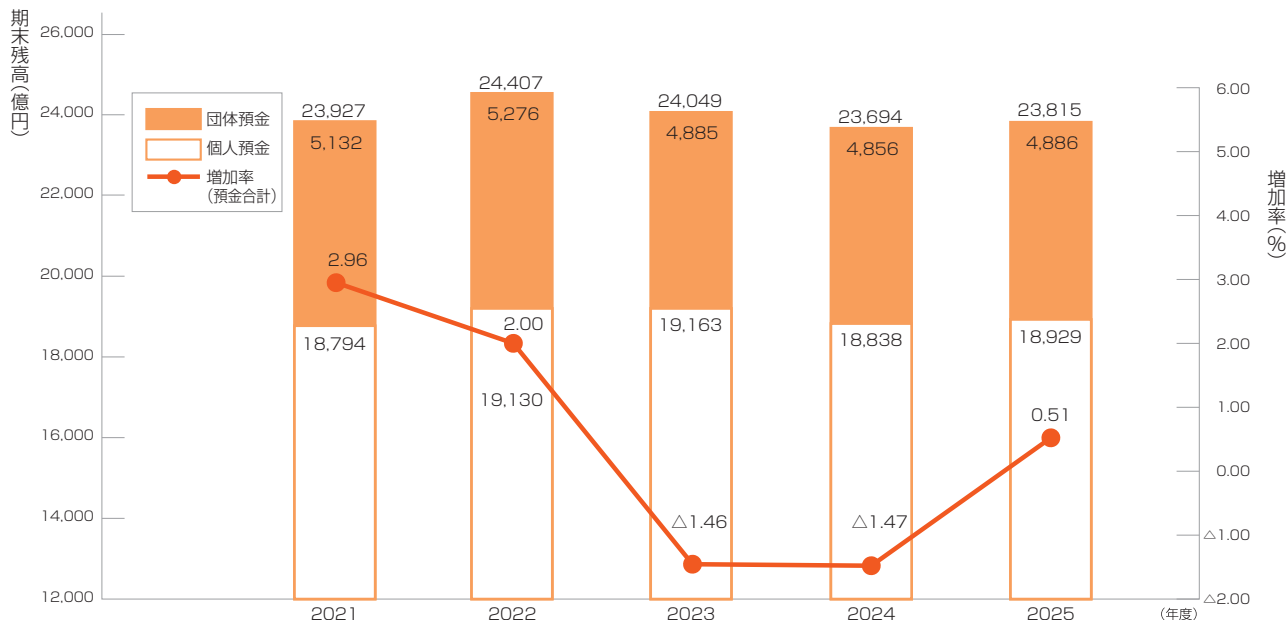
●出資金の推移



預 金

預金の期末残高は、2兆3,815億90百万円となりました。残高増加額では、191億93百万円の計画に対し121億34百万円の実績となり、計画を下回りました。

●預金の期末残高・増加率の推移

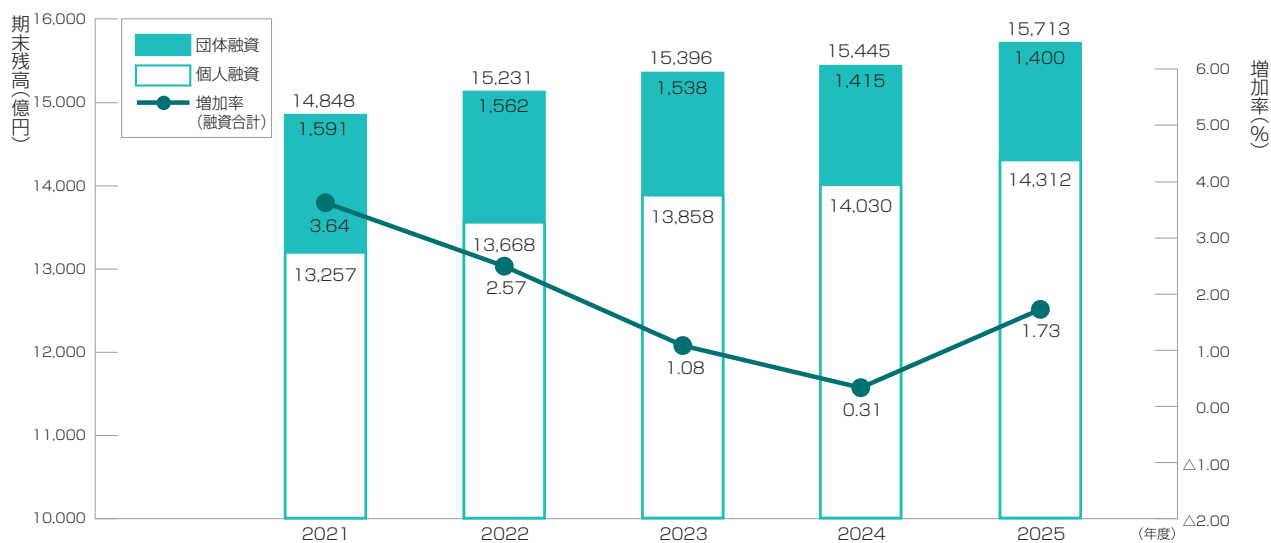


融 資

融資の期末残高は、1兆5,713億54百万円となりました。

残高増加額では、140億25百万円の計画に対し267億70百万円の実績となり、計画を上回りました。

●融資の期末残高・増加率の推移



損 益

業務粗利益は、貸出金利息や有価証券利息が増加したものの、預金利息や有価証券売却損が増加したことなどから、前期比6億46百万円減少し、190億59百万円となりました。

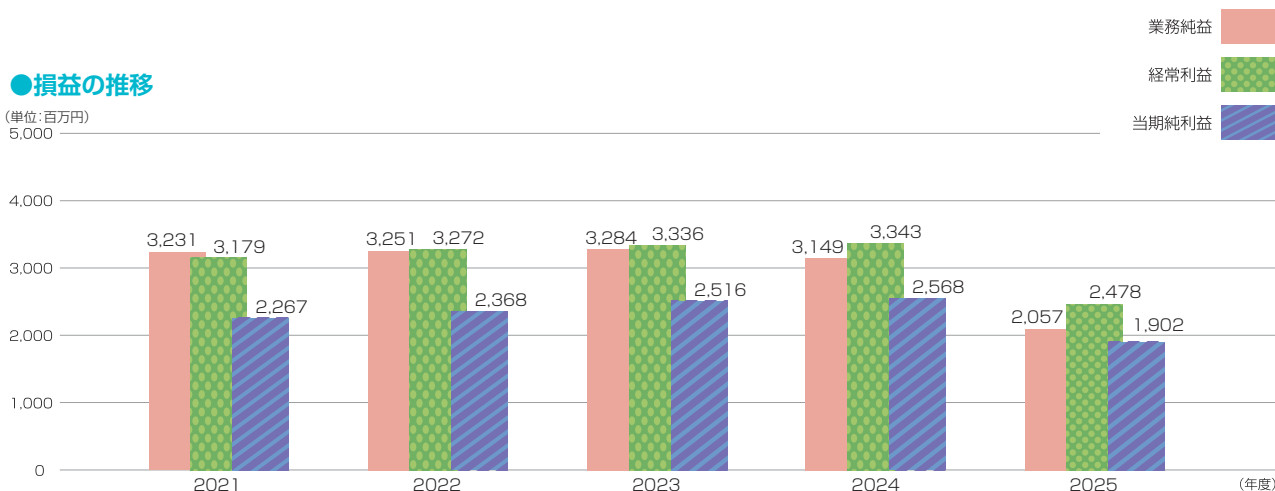
業務純益は、経費が増加したことなどから、前期比10億92百万円減少し、20億57百万円となりました。

経常利益は、前期比8億64百万円減少し、24億78百万円となりました。

当期純利益は、前期比6億65百万円減少し、19億2百万円となりました。事業計画(24億13百万円)に対しては5億11百万円下回りました。

●損益の推移

(単位:百万円)



健全性・安全性

自己資本比率(単体)

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準とよばれる自己資本比率(8%)が、それ以外の金融機関には国内基準とよばれる比率(4%)が適用されます。

当金庫の2026年3月末の自己資本比率は、11.38%となりました。国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っており、引き続き高い水準を維持しています。

なお、2025年3月末からは新たな自己資本比率規制(バーゼルⅢ最終化)により、自己資本比率を算定しています。

(単位：百万円)

項 目		2024年3月末	2025年3月末	2026年3月末
A	自 己 資 本 の 額	130,177	133,306	134,573
B	リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等	1,272,692	1,151,529	1,181,931
	自 己 資 本 比 率 (A÷B)	10.22 %	11.57 %	11.38 %

格付けの状況

当金庫の発行体格付けは「A」です

日本国内における主要な格付会社である「(株)格付投資情報センター(R&I)」は、2026年1月26日付で『近畿労働金庫の発行体格付けは「A」、格付けの方向性は安定的』と公表しました。

発行体格付「A」とは、「信用力は高く、部分的に優れた要素がある」ことを意味します。「A」は、21段階ある評価の上から6番目に当たります。

日頃の会員・利用者の皆さまのご協力に感謝しつつ、皆さまから信頼され、安心して選択していただける「勤労者福祉金融機関」として、一層のサービスの向上と強固な経営基盤づくりに努めてまいります。

※金融機関の格付けは、預金の元本や利息が約定どおり支払われるかどうか、その確実性、安全性の程度を、利害関係のない格付機関が評価し公表しています。この格付けは、お客さまが金融機関を選択するうえでの重要な判断材料のひとつとなります。

債権管理の状況

●労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権(労働金庫法施行規則第114条第1項第5号ロ)

2026年3月31日現在の開示債権等の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	2024年度末	2025年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,703	3,088
危険債権	3,548	4,017
要管理債権	160	215
三月以上延滞債権	160	215
貸出条件緩和債権	0	0
小計(A)	6,411	7,320
保全額(B)	6,410	7,319
担保・保証等による回収見込み額	6,380	7,310
貸倒引当金	30	9
保全率(B)／(A)(%)	100.00	99.99
正常債権(C)	1,539,151	1,565,127
総与信残高(D)=(A)+(C)	1,545,561	1,572,447
総与信残高に占める割合(A)／(D)(%)	0.41	0.47

(注) 1. 金額は決算後(償却後)の計数です。

2. 金額は単位未満を四捨五入しています。比率は千円単位で算出のうえ小数点第3位以下を四捨五入しています。



■「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。

■「危険債権」とは

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権のことです。

■「要管理債権」とは

上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

■「三月以上延滞債権」とは

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金です。

■「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

■「正常債権」とは

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権です。

■「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」の対象となる債権とは

貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるもの、ならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。)です。

■「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

■「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことで、

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことで、

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。